（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百二条　有価証券の売買その他の取引に係る特定金融サービス契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　相手方金融機関の自己又は委託の別

二　売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう。）又は買付け等（買付けその他の有償の取得をいう。）の別

三　銘柄（取引の対象となる金融商品、金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。第百十一条第一項第十五号及び第百三十九条第三項において同じ。）その他これらに相当するものを含む。）

四　約定数量

五　単価、対価の額、約定数値（金融商品取引法第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。）その他取引一単位当たりの金額又は数値

六　顧客が支払うこととなる金銭の額及び計算方法

七　取引の種類

八　現金取引又は信用取引（金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。）の別

九　前各号に掲げる事項のほか、取引の内容を適確に示すために必要な事項

2　一の有価証券の売買その他の取引について相手方金融機関が金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該相手方金融機関が前項各号に掲げる事項を記載した当該書面を交付したときは、金融サービス仲介業者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（商品ファンド関連取引に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則）

第百三条　商品ファンド関連取引に係る特定金融サービス契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号に掲げる事項

二　第九十五条第一項第一号並びに第九十七条第一項第一号、第五号、第十六号、第十八号ロ⑵及び⑷から⑹まで並びに第二十号に掲げる事項

三　当該商品ファンド関連受益権に係る第九十七条第四項各号に掲げる行為による運用の内容

四　商品ファンドの収益の分配の方法

五　満期時の償還金の支払方法及び繰上償還がある場合にあっては、当該償還金の支払方法

六　配当及び償還金に対する課税方法及び税率

2　前条第二項の規定は、商品ファンド関連取引について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは、「次条第一項各号」と読み替えるものとする。

（投資顧問契約に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第百四条　投資顧問契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第百一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　助言の内容及び方法

二　報酬の額及び支払の時期

三　契約の解除に関する事項（金融商品取引法第三十七条の六第一項から第四項まで（第三項及び第四項にあっては、法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に関する事項を含む。）

四　損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

五　契約期間

六　分析者等の氏名

七　顧客に対して投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名

八　投資顧問契約により生じた債権に関し、相手方金融機関に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する旨

九　第九十八条第一項第七号に掲げる事項

十　第九十八条第一項第八号に掲げる事項

十一　第九十八条第一項第九号に掲げる事項

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。

一　前項第九号の規定　相手方金融機関が次に掲げる者である場合

イ　第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）

ロ　第二種金融商品取引業を行う者（第二種少額電子募集取扱業者を除く。）

ハ　登録金融機関

ニ　金融商品仲介業者

ホ　金融サービス仲介業者（有価証券等仲介業務を行う者に限る。）

二　前項第十号の規定　相手方金融機関が次に掲げる者である場合

イ　有価証券等管理業務を行う者

ロ　登録金融機関（信託業務を営む金融機関又は預金、貯金若しくは定期積金等の受入れを行う金融機関に限る。）

三　前項第十一号の規定　相手方金融機関が次に掲げる者である場合

イ　第一種金融商品取引業を行う者

ロ　登録金融機関（信託業務を営む金融機関に限る。）

ハ　金融商品仲介業者

ニ　金融サービス仲介業者（有価証券等仲介業務を行う者に限る。）

3　第百二条第二項の規定は、投資顧問契約について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは、「第百四条第一項各号」と読み替えるものとする。

（投資一任契約に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第百五条　投資一任契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第百一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部の委託をする場合における当該委託を受けた者の名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び当該委託の範囲を含む。）

二　報酬の額及び支払の時期

三　契約の解除に関する事項

四　損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

五　契約期間

六　投資一任契約に係る顧客の資産の内容及び金額

七　投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名

八　投資一任契約に基づき顧客のために行う当該顧客の資産に係る投資の方法及び取引の種類

九　投資一任契約に基づき権利者のために運用を行う者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨

十　金融商品取引法第四十二条の七第一項の運用報告書を交付する頻度

2　第百二条第二項の規定は、投資一任契約について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは、「第百五条第一項各号」と読み替えるものとする。